無償化給付（施設等利用費）の請求について

【預かり保育事業利用の方向け案内】

利府町から子育てのための施設等利用給付認定を受け、幼児教育・保育無償化の対象となる施設・事業を利用した場合、支払った利用料のうち、無償化の対象となる費用（施設等利用費）を利府町からお支払いします。

1　請求の対象者

（１）　無償化の認定（子育てのための施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定）を受けている方

（２）　幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用し、預かり保育利用料を施設に支払った方

2　請求時期

「３か月毎」または**「半年毎」**に請求願います（在籍園に確認願います。）。

請求書等の提出期限は、在籍園を通してお知らせします。請求書受理後、おおよそ２～３週間以内に指定口座に振り込みます。

※保護者が直接町に提出するか、在籍園へ提出願います（在籍園にご確認ください。）。

利用月	請求月	提出先
４月～６月分	７月	〒９８１－０１１２ 宮城郡利府町利府字新並松４ 利府町子ども支援課保育係 宛
７月～９月分（半年毎の場合、４～９月分）	１０月	
１０月～１２月分	１月	
１月～３月分（半年毎の場合、１０～３月分）	４月	

3　請求手続きの流れ

（１）請求の流れ

①　在籍園から、**「領収証　兼　特定子ども・子育て支援提供証明書」※２ページ（２）②**の発行を受ける。

②　①で発行された書類を添付し、上記２の請求月ごとに**「施設等利用費請求書（償還払い用）」※２ページ（２）①**を記入の上、郵送又は子ども支援課（役場３番窓口）に直接提出するか、在籍園に提出願います。

（２）提出様式

① 施設等利用費請求書（償還払い用）

・記入例を参考に記入願います。様式はホームページにも掲載しています。

・請求日は、空欄のまま提出願います。

・②の領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書を参考に記入願います。

・認定保護者の名義以外の口座へ施設等利用費を振込希望の場合、**委任状**が必要になります。なるべく認定保護者ご本人の口座をご指定いただきますようお願いします。

② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書

・在籍園から発行されます。

お問い合わせ先

利府町保健福祉部子ども支援課保育係

電話　022-767-2196

FAX　022-767-2102

MAIL　hoiku@rifu-cho.com

預かり保育料の無償化限度額早見表

無償化上限額は利用日数×490 円です。（第２号認定の場合、月額上限額は 12,300 円）

〇第２号認定は利用年度４月１日時点で３歳～５歳（年少～年長クラス）となります。

〇第３号認定は利用年度４月１日時点で２歳（満３歳（プレ年少）クラス）となります。

利用日数	利用日数×490 円	
	第２号認定	第３号認定
１日	490 円	490 円
２日	980 円	980 円
３日	1,470 円	1,470 円
４日	1,960 円	1,960 円
５日	2,450 円	2,450 円
６日	2,940 円	2,940 円
７日	3,430 円	3,430 円
８日	3,920 円	3,920 円
９日	4,410 円	4,410 円
10 日	4,900 円	4,900 円
11 日	5,390 円	5,390 円
12 日	5,880 円	5,880 円
13 日	6,370 円	6,370 円
14 日	6,860 円	6,860 円
15 日	7,350 円	7,350 円

利用日数	利用日数×490 円	
	第２号認定	第３号認定
16 日	7,840 円	7,840 円
17 日	8,330 円	8,330 円
18 日	8,820 円	8,820 円
19 日	9,310 円	9,310 円
20 日	9,800 円	9,800 円
21 日	10,290 円	10,290 円
22 日	10,780 円	10,780 円
23 日	11,270 円	11,270 円
24 日	11760 円	11,760 円
25 日	12,250 円	12,250 円
26 日	**12,300** 円	12,740 円
27 日	**12,300** 円	13,230 円
28 日	**12,300** 円	13,720 円
29 日	**12,300** 円	14,210 円
30 日	**12,300** 円	14,700 円
31 日	**12,300** 円	15,190 円

記入例（預かり保育事業用）

請求日　令和　　年　　月　　日

空欄で構いません。

（宛先）利府町長　熊　谷　　大　殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業・認可外保育施設・
一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和　９　年　４　月～令和　９　年　９　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、利府町内に居住していることを利府町が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを利府町が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況を利府町が対象施設に確認すること。

4．課税状況を利府町が確認すること

提供証明書の認定保護者を記入してください。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	リフ　タロウ			生年月日	昭和・平成 ＊＊ 年 4 月 8 日
氏　名	利府　太郎　印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座で	認定子どもとの	父	現住所	利府町利府字新並松4番地 022-767-2196

提供証明書の認定区分と同じ箇所にチェックをしてください。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定区分	☑ 第2号　☐ 第3号	認定番号	123456789
生年月日	平成・令和 ＊＊ 年 8 月 10 日	フリガナ	リフ　イチロウ
令和9年4月1日～令和10年3月31日の間の住所 ☑ 現住所のとおり　☐ 転入した　☐ 転出した		氏　名	利府　一郎
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和　　年　　月　　日	

町外の施設に通園している場合のみご記入ください。

3．在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	●●ヨウチエン	所在地（町外の場合のみ記入）	〒 電話：
施設名称	●●幼稚園		
令和9年4月1日～令和10年3月31日の間の在籍状況	☑ 期間中在籍　☐ 途中入園した　☐ 途中退園した		
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入	令和　　年　　月　　日		

請求者名義の口座へ振り込みます。
請求者以外の口座の場合は委任状が必要です。

4．償還払いの振込先を記入してください(※1)

金融機関名		預金種目	☑ 普通
■■	銀行・信用金庫 農協・信用組合　193　支店・出張所	口座番号	1 2 4 5 6 7
		口座名義(カタカナ)	リフ　タロウ

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本町指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください>

5．在籍園の預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設等の償還払いを受けることができる場合は記入
（※2）※①～⑥に書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

※2　「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ

在籍園が発行する提供証明書の「特定子ども・子育て支援の提供証明書」の提供日数・費用等を参考に、ご記入ください。

6．在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設 を記入

利用年月	在籍園の預かり保				認可外保育施設等に支払った金額（d）※3　※4	請求額　※5,6（「c＋d」か月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(a)※3	利用日数	対象額(b)（490円×利用日数）	aとbの金額の低い方を記入（c）		
令和 9 年 4 月	6,500 円	10 日	4,900 円	4,900 円	円	4,900 円
令和 9 年 5 月	9,750 円	15 日	7,350 円	7,350 円	円	7,350 円
令和 9 年 6 月	11,700 円	18 日	8,820 円	8,820 円	円	8,820 円
令和 9 年 7 月	11,700 円	18 日	8,820 円	8,820 円	円	8,820 円
令和 9 年 8 月	7,800 円	12 日	5,880 円	5,880 円	円	5,880 円
令和 9 年 9 月	10,400 円	16 日	7,840 円	7,840 円	円	7,840 円
	57,850 円	89 日	43,610 円	43,610 円	0 円	43,610 円

※3　「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4　上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5　預かり保育事業の月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円（認可外保育施設等利用は40,300円※）、第3号の場合は17,700円（認可外保育施設等利用は45,7000円※）となります。「c＋d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。※企業主導型保育施設利用は第2号は37,000円、第3号は42,000円となります。

※6　月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　又は別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額 × 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　又は別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額 × 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

請求日　令和　　年　　月　　日

（宛先）利府町長　熊　谷　　大　殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業・認可外保育施設・
一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和　　年　　月 ～ 令和　　年　　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、利府町内に居住していることを利府町が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを利府町が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況を利府町が対象施設に確認すること。

4．課税状況を利府町が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
氏　　名	印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	電話：

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定区分	□ 第2号 □ 第3号	認定番号	
生年月日	平成・令和　　年　　月　　日	フリガナ	
令和9年4月1日～令和10年3月31日の間の住所 □ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した		氏　　名	
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和　　年　　月　　日	

3．在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地 （町外の場合のみ記入）	〒 電話：
施設名称			
令和9年4月1日～令和10年3月31日の間の在籍状況	□ 期間中在籍　□ 途中入園した　□ 途中退園した		
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入	令和　　年　　月　　日		

4．償還払いの振込先を記入してください(※1)

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本町指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください>

5．在籍園の預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設等の償還払いを受けることができる場合は記入
（※2）※①～⑥に書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が８時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6．在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※３）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額（ｄ）※3 ※4	請求額 ※5,6（「ｃ＋ｄ」か月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(a)※3	利用日数	対象額(b)（490円×利用日数）	aとbの金額の低い方を記入（ｃ）		
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
令和　年　月	円	日	円	円	円	円
	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 預かり保育事業の月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円（認可外保育施設等利用は40,300円※）、第3号の場合は17,700円（認可外保育施設等利用は45,7000円※）となります。「ｃ＋ｄ」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。※企業主導型保育施設利用は第2号は37,000円、第3号は42,000円となります。

※6 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　又は別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額 × 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　又は別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額 × 転入先での認定日からの日数÷その月の日数